

福岡市総合交通戦略 概要版

I 計画の概要

1 計画の位置づけ・役割

本計画は、上位計画である「福岡市都市交通基本計画」の「基本理念及び目標像」を実現するために、今後、基本計画に示されている「施策の基本的な方針」に基づいて進めていくべき施策を体系的に整理した「福岡市都市交通基本計画の実施計画」です。市民、企業、事業者と行政が特に連携して取り組む必要がある「施策の基本的な方針」を取り扱います。



2 目標年次

第9次福岡市基本計画、福岡市都市計画マスタープラン及び福岡市都市交通基本計画と同じ平成34年度（2022年度）とします。

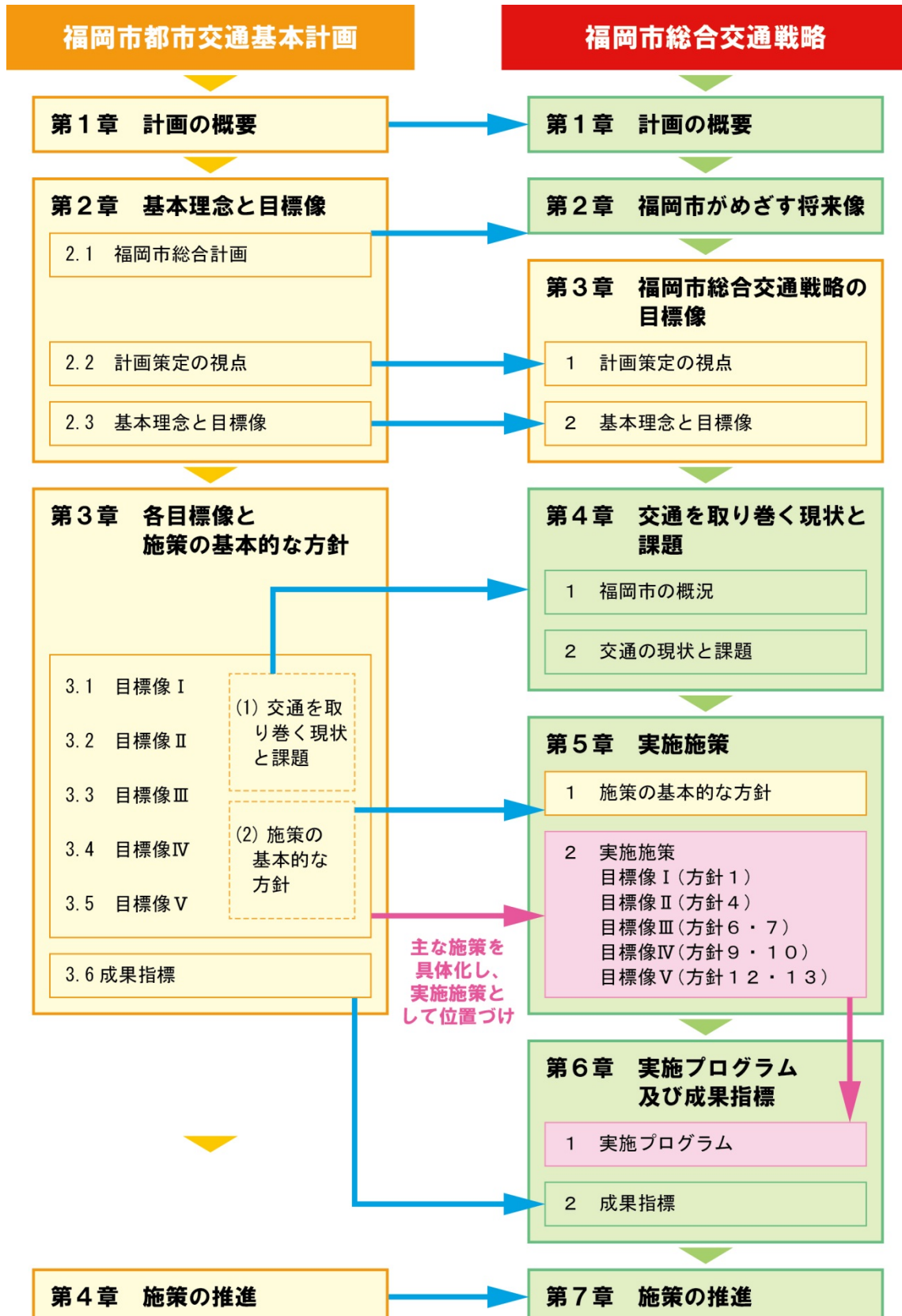
3 計画区域

福岡市域とします。

ただし、福岡都市圏など市域外に及ぶ広域交通も視野に入れます。

4 計画の構成

- 福岡市都市交通基本計画と同じ項目
- 福岡市都市交通基本計画の内容をもとに追記した項目
- 施策に関して、本計画で具体化させた項目



II 実施施策

1 施策の基本的な方針（福岡市都市交通基本計画より）

福岡市総合交通戦略では、「福岡市都市交通基本計画」に示されている「施策の基本的な方針」ごとに関連する施策をパッケージ化し、実施施策として位置づけます。

【基本理念】

『人に安心、まちに活力、地球にやさしい』
～コンパクトで持続可能なユニバーサル都市・福岡を支える交通～

【目標像及び施策の基本的な方針】

目標像Ⅰ 都市の骨格を形成する総合交通体系の構築

- | | |
|-----|------------------------|
| 方針1 | 公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進 |
| 方針2 | 都市の骨格となる幹線道路ネットワークの形成 |

目標像Ⅱ 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通

- | | |
|-----|--------------------------|
| 方針3 | 誰もが使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくり |
| 方針4 | 地域特性に応じた生活交通の確保 |
| 方針5 | 災害に強い交通体系の実現 |

目標像Ⅲ 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通

- | | |
|-----|----------------------|
| 方針6 | 環境にやさしい公共交通の利用促進 |
| 方針7 | 自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり |
| 方針8 | 環境に配慮した道路交通施策の推進 |

目標像Ⅳ 都市の骨格を形成する総合交通体系の構築

- | | |
|------|-----------------------|
| 方針9 | 都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上 |
| 方針10 | 公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化 |

目標像Ⅲ 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通

- | | |
|------|--------------------------------|
| 方針11 | 広域的な人流・物流を支える広域道路ネットワークの形成 |
| 方針12 | 陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化 |
| 方針13 | 交流拠点都市にふさわしい分かりやすく使いやすい交通環境づくり |

この戦略では、市民、企業、事業者と行政が特に連携して取り組む必要がある「施策の基本的な方針」を取り扱います（黒文字が該当する方針）。

2 実施施策

方針1 公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進

■公共交通幹線軸の形成

実施施策	実施場所
①バス走行環境の向上 バス専用走行空間の整備、バス専用レーンの導入、バス優先レーンの導入等の検討	■バスによる公共交通幹線軸の形成を進めるルート
②バス専用レーンの指導・取締りの実施 バス専用レーンにおいて実施している違反車両に対する指導や取締りの継続実施	
③バス専用レーンに関する啓発活動の実施 バス専用レーンに関する啓発活動の推進	
④交通需要等に応じた運行の実施 各ルート・路線ごとの現況及び将来交通需要等に応じたバス運行の実施	
⑤デザインの統一 シンボル性の向上をめざしたバス車両カラーリングなどデザイン統一の実施	
⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化 バス停上屋、ベンチなどの整備による鉄道やバス等との乗継利便性強化策の実施	
⑦バス路線の再編 公共交通幹線軸の形成および乗継拠点の整備に合わせたバスネットワークの再構築	

■公共交通の利便性向上

実施施策	実施場所
①バス停の近接化（バス停の移設・新設） 鉄道～バス間の乗り継ぎが不便な駅におけるバス停近接化の実施	バス乗継が多い鉄道駅
②折り返し系統バスの導入に向けた取り組み バス乗継が多い鉄道駅周辺における折り返し系統バスの導入促進	バス乗継が多い鉄道駅
③既存乗継拠点の強化 駅前広場・バスターミナル等が整備されている乗り継ぎ拠点における、さらなる利便性向上取り組みの実施	バス乗継が多い鉄道駅
④公共交通相互の乗継利便性向上の実施 他の公共交通に関する運行情報提供、バス停における上屋やベンチの設置によるバス待ち環境の改善等などの乗継利便性向上策の実施	鉄道駅、バス停周辺
⑤駅前広場の整備・検討 利用者にとってわかりやすく、利用しやすい駅前広場の整備・検討	博多駅、橋本駅

■公共交通の利用促進

実施施策		実施場所
①啓発・PRイベントの推進 公共交通に関する意識を高め、利用機会を創出するための各種啓発・PRイベントの推進	1) ヨーロッパモビリティウィーク&カーフリーデーの実施	天神・博多
	2) ノーマイカーの普及・促進	全市
	3) エモーショナルキャンペーンの実施	全市
②モビリティマネジメントの推進 多様な主体の連携による、様々な機会を活用した公共交通関連情報の提供等のモビリティマネジメント活動の推進 ●転入者モビリティマネジメントの事例 	1) 転入者モビリティマネジメントの実施	全市
	2) 学校モビリティマネジメントの実施	小・中・高校、大学
	3) 商業施設モビリティマネジメントの実施	天神・博多
	4) 事業所モビリティマネジメントの実施	天神・博多
	5) エリア別モビリティマネジメントの実施	対象エリア
	6) 各種アンケートの実施	—
③交通関連情報提供の充実・強化 公共交通関連情報を、必要としている人に的確に提供するための取り組みの推進 ●案内マップ 	1) 案内マップ等の作成・配布	全市
	2) 各種情報の多言語表示の実施	全市
	3) ナビの高度利用の検討	全市
	4) バスロケーションシステムの整備	全市
	5) カーシェアリングシステムの普及・促進	地下鉄駅周辺
④多様な交通手段の提供 公共交通をより便利に利用するための多様な交通手段の提供促進 ●FUKUOKA TOURIST CITY PASS 	1) パーク&ライド環境の充実	鉄道駅、バス停周辺
	2) サイクル&ライド環境の充実	鉄道駅、バス停周辺
	3) 共通乗車券の検討	全市

方針4 地域特性に応じた生活交通の確保

■「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく地域別の取組み

実施施策	実施場所
①バス路線の休廃止に伴って新たに公共交通空白地となる地域への対応 バス路線休廃止による公共交通空白地域における代替交通確保の促進	新たに公共交通空白地となる地域
②公共交通が不便な地域への対応 公共交通不便地域における地域主体の取り組みに対する支援の実施	公共交通が不便な地域
③その他地域への対応 その他地域における地域主体の取り組みへの支援の実施	その他地域

■利用促進の取組み

実施施策	実施場所
①地域の実情に応じた生活交通の検討 協議会の実施、検討住民アンケートの実施など	—
②地域と協働で取り組む公共交通の利用促進 利用促進チラシの作成、配布、時刻表作成など	—

方針7 自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり

■自転車利用環境の向上

実施施策	実施場所
①自転車通行空間の整備 「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画」に基づく自転車通行空間の継続的な整備推進 ●自転車通行空間の確保事例 	整備予定路線
②自転車適正利用促進活動の実施 交通安全教室の開催等による啓発活動の推進	全市

方針6の施策については、他の方針に基づく施策の再掲により整理しています。

方針 9 都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上

■自転車利用環境の向上

実施施策		実施場所
①使いやすい駐輪場の確保 道路地下部や鉄道高架下など様々な空間を活用した、公共・民間など多様な主体による使いやすい駐輪場整備の推進  	1) 公共駐輪場の整備	全市
	2) 附置義務条例に基づく駐輪場の確保	商業地域、近隣商業地域
	3) 使いやすい駐輪場の整備	全市
	4) 既存の附置義務駐輪場の有効活用	商業地域、近隣商業地域
	5) 附置義務条例の弾力的な運用の検討	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
	6) 民間活力による駐輪場整備の検討	全市
②駐輪場の利便性向上 案内サイン設置や案内マップ作成、情報通信技術を活用した自転車利用者への駐輪場情報の提供等の駐輪場利便性向上に向けた取り組みの推進	1) 利用者への情報提供の充実	全市
	2) 自転車共用システムの導入支援	全市
③路上駐輪場の撤去 公共や民間の路外駐輪場の確保にあわせた暫定路上駐輪場の撤去推進		全市
④モラル・マナーの啓発 指導員による街頭指導強化及び「放置自転車ZEROキャンペーン」などの啓発活動の推進	1) 指導員による街頭指導の実施	全市
	2) 啓発活動の実施	全市
⑤放置自転車の撤去 地区の放置実態に応じた定期的な放置自転車の撤去実施		全市

方針 10 公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化

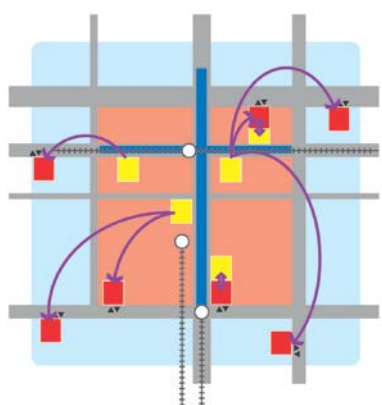
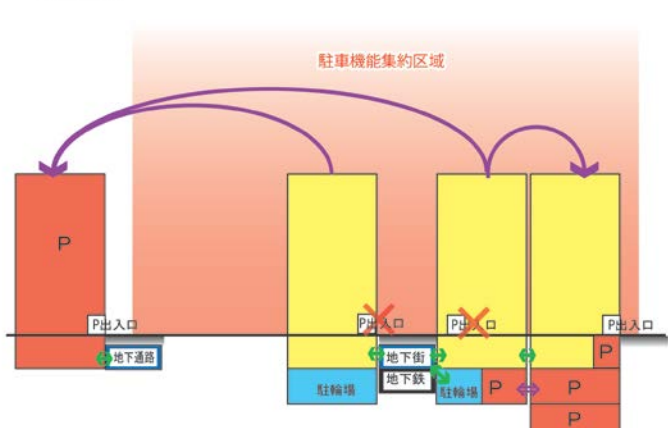
■公共交通の利用促進

実施施策	実施場所
①共通乗車券の検討 公共交通機関のシームレスな利用を可能とする運賃体系等の検討	都心部
②フリンジパーキングの検討 天神に立地している商業施設等との連携による都心部への自動車流入抑制を目的としたフリンジパーキングの検討	都心部

■タクシーの適正利用の促進

実施施策	実施場所
①適正利用の検討 タクシー乗場、タクシーベイ、客待ち対策等の検討	都心部

■駐車交通の適正化

実施施策	実施場所
①適正な駐車台数の確保 駐車施設の開発動向、駐車需要等の定期的な把握、及び駐車需要の変化等の必要に応じた附置義務条例の基準見直しの実施	1) 駐車需要の変化に応じた附置義務基準の見直し 2) 定期的な駐車施設実態調査による駐車需要の把握 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
②附置義務駐車場条例の弾力的な運用 公共交通を主軸とした交通体系づくりのため、また、建物の駐車需要に応じた弾力的な附置義務条例の運用を行うための、必要に応じた附置義務条例の見直し実施	1) 公共交通利用促進策の実施による附置義務台数の緩和 2) 都心部などにおける隔地制度の運用による駐車場の集約化 3) 建築物の駐車需要に応じた駐車施設の確保 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
<配置イメージ>  <断面図イメージ> 	
③駐車施設の有効活用 ホームページ等を活用した既存満空情報提供システムの周知等による空き駐車場への適切な誘導の推進	天神・博多
④自動二輪車駐車施設の確保 自動車用駐車桟を自動二輪車用駐車桟に振替可能とする運用を行うための、必要に応じた附置義務条例の見直し実施	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
⑤荷捌き駐車施設の確保 荷捌き施設の集約化に関する検討、及び対象エリアや原単位などの必要に応じた附置義務条例基準の見直し実施	駐車場整備地区
⑥駐車施設の質的向上 身体障がい者用等駐車施設の確保、及び駐車場への充電設備の設置促進	1) 附置義務条例の運用による身体障がい者用等駐車施設の確保 2) 次世代自動車対応設備の普及促進等 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域 全市

方針 12 陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化

■都心部と福岡空港国際線との公共交通アクセス強化

実施施策	実施場所
①空港バスの専用ラッピング・リムジン化の実施 都心部と福岡空港国際線を結ぶ空港バスへのリムジンバスタイプ専用車両の投入、シンボル性の向上に向けた専用ラッピングの実施	都心部～福岡空港国際線

方針 13 交流拠点都市にふさわしい分かりやすく使いやすい交通環境づくり

■観光バス関連施設の整備

実施施策				実施場所
①都心部における観光バス乗降場・駐車場の確保 ●福岡市役所（天神中央公園側） 	乗降場の確保	博多駅地区	市営博多駅駐車場用地の有効活用	市営博多駅駐車場用地
		天神地区	福岡市役所本庁舎の暫定活用	福岡市役所本庁舎
			バス乗降場確保の検討	天神地区
	駐車場の確保	マリンメッセ福岡におけるバス駐車場運用	マリンメッセ福岡	
②観光地における受入環境の整備	舞鶴公園（福岡城跡）エリアにおける駐車場の確保			舞鶴公園（福岡城跡）エリア
	御供所・冷泉地区など数多くの寺社がある博多部や、志賀島、元寇防塁などの観光地におけるバス乗降場・駐車場機能の確保促進			主要観光地
③観光バスに関する情報提供等の実施	観光バス駐車場情報の発信			全市
	観光バスのマナー向上			全市

■上質なタクシーサービスの促進

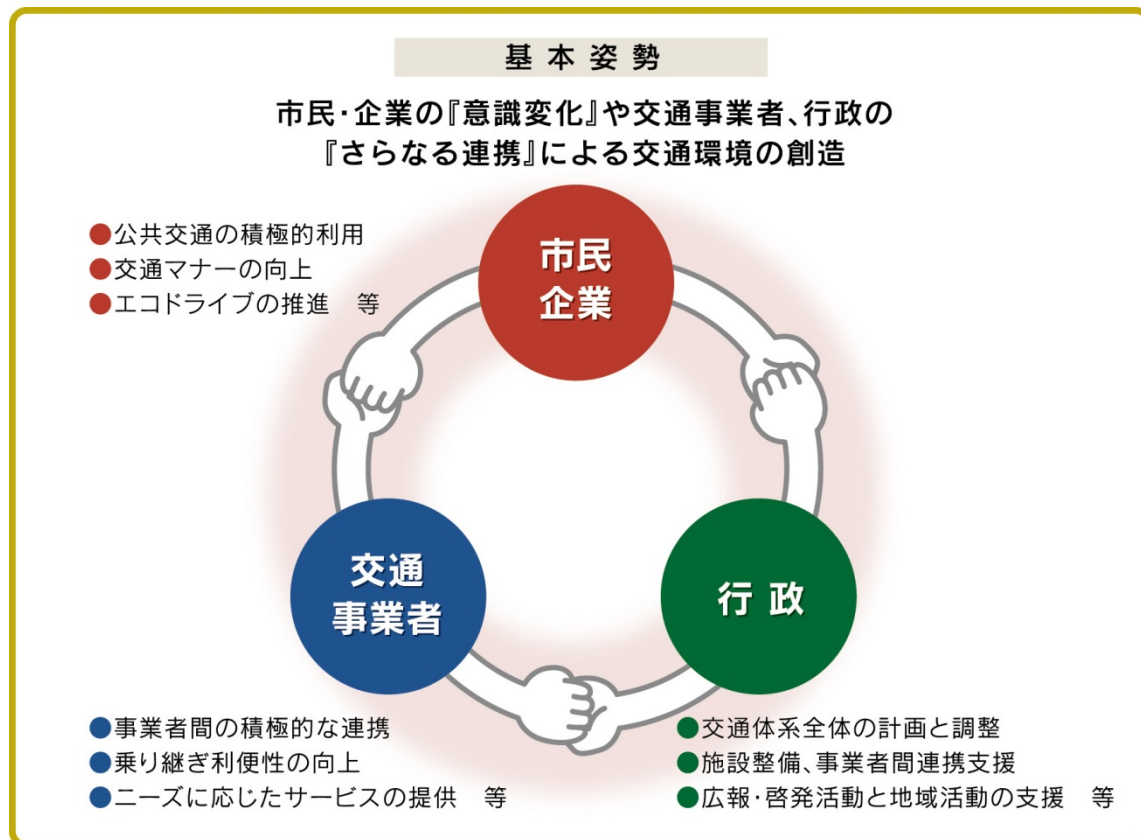
実施施策	実施場所
①プレミアムタクシーの普及・促進 福岡にしかない、福岡ならではの“おもてなし”を提供する「プレミアムタクシー」に関する情報提供の推進 	主要交通結節点

資料：福岡市タクシー協会

III 施策の推進

1 基本姿勢

施策推進にあたっては、市民・企業が積極的に関わり、各々の立場で考え、交通行動を変えていくことや、各主体の共働・連携を更に深めることが重要であることから、以下の基本姿勢に基づき各種施策の推進に取り組むこととします。



■行政、交通事業者、市民・企業それぞれの役割

【 行 政 】

行政においては、地域の課題や利用者の視点を踏まえつつ、市民の理解を得ながら、地下鉄や幹線道路などの根幹的な交通施設の整備やソフト的な交通施策の展開、これまで整備してきた既存ストックの有効な活用など着実な施策を推進する責務があります。

また、社会経済情勢の変化を踏まえながら、市民・企業、交通事業者と連携を図り、交通体系全体の計画と調整や、地域の活動と事業者間の連携の支援、広報・啓発活動、周辺市町等と連携した施策などに取り組む必要があります。

【 交通事業者 】

交通事業者においては、地域社会を支える重要な役割を担っているとの認識のもと、利用者のニーズや社会的条件を十分に把握し、市民・企業、行政と交通事業者間との連携を図り、きめ細やかなサービスや正確かつ適切な情報を提供する等の公共性の高い役割を担います。

【 市民・企業 】

市民・企業においては、快適な交通環境の創造を図るために、交通事業者や行政が行う各種交通施策への積極的な協力を行うとともに、自らエネルギー効率の良い公共交通機関の積極的利用、過度な自動車利用の自粛、交通マナーの向上、可能な範囲で交通の円滑化や環境の改善等に向けて主体的に取り組むよう努める必要があります。

2 施策推進の体制

公共交通を主軸として、徒歩や自転車、自家用車などの多様な交通手段が相互に連携した総合交通体系づくりをより一層進めるためには、施策毎の単一的な取組ではなく、様々な関係者がより一層連携した、総合的かつ一体的な取組が必要です。

また、賑わいづくりや回遊性の強化などといった、まちづくりと連携した取組もますます重要となっています。

このため、平成26年5月に策定した「福岡市都市交通基本計画」に基づき、特に交通事業者等と連携した取組を推進する体制として「福岡市総合交通戦略協議会」を設置しており、今後は、本協議会において公共交通の利便性向上などについて、関係者と連携した戦略的な取組を中心に持続的・発展的に展開していく。

3 PDCAによる施策推進

①PDCAサイクルによる効果的な施策の推進

計画（PLAN）された施策を実施（DO）していく上で、概ね1～2年毎にその施策の進行状況を把握し（CHECK）、必要に応じて改善（ACT）を行いながら、PDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。

②必要に応じた福岡市総合交通戦略の見直し

本計画の目標年次は平成34年度（2022年度）で計画期間が8年となっており、その間に社会情勢が大きく変化し、それに伴って新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証等を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じて福岡市総合交通戦略の見直しを進めていきます。

